

社団法人長野県建築士会支部規程

(支部の名称及び管轄区域)

第1条 支部の名称及び区域は次のとおりとする。

支 部 の 名 称	区 域
社団法人長野県建築士会 佐久支部	小諸市、佐久市及び佐久地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 上小支部	上田市、東御市及び上小地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 埴科支部	千曲市及び長野地方事務所の管轄区域のうち埴科郡の区域
社団法人長野県建築士会 諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 上伊那支部	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 飯伊支部	飯田市及び下伊那地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 木曽支部	木曽地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 松筑支部	松本市、塩尻市及び松本地方事務所の管轄区域のうち安曇野市を除く区域
社団法人長野県建築士会 安曇野支部	松本地方事務所の管轄区域のうち安曇野市の区域
社団法人長野県建築士会 大北支部	大町市及び北安曇地方事務所の管轄区域
社団法人長野県建築士会 更級支部	長野市の一部で犀川より南の区域
社団法人長野県建築士会 須高支部	須坂市及び長野地方事務所の管轄区域のうち上高井郡の区域
社団法人長野県建築士会 中高支部	中野市及び北信地方事務所の管轄区域のうち下高井郡の区域
社団法人長野県建築士会 飯水支部	飯山市及び北信地方事務所の管轄区域のうち下水内郡の区域
社団法人長野県建築士会 長野支部	長野市及び長野地方事務所の管轄区域のうち長野市の一部、埴科郡、及び上高井郡の区域を除く

(支部の組織)

第2条 支部は、前条に示す区域内に住所又は勤務先を有する本会の会員をもって組織する。

- 2 支部には、支部長を1名おき、その他の役員については、支部において定める。
- 3 支部長は、支部会員を統轄し、会務運営の円滑を期さなければならない。

(支部規程)

第3条 支部の運営は、支部規程によって執行する。

2 支部規程には、次の事項を規定する。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 事務所の所在地

(4) 事業

(5) 役員の構成及び選定方法

(6) 総会及び役員会に関する事項

(7) 会計経理に関する事項

(8) その他必要と認める事項

3 支部長は、支部規定を定めたときは、理事会に報告しなければならない。

(支部の会計年度)

第4条 支部の会計年度は、本会の会計年度に準ずる。

(報告)

第5条 支部長は、次の各号に掲げる事項を速やかに会長に報告する。

(1) 役員の選出年月日、氏名、住所、勤務先、生年月日

(2) 支部規程を変更した場合、その内容及び理由

(3) 支部事業計画及び予算

(4) 支部の収支決算

(5) 会員数及び異動状況

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。